

令和6年度 児童クラブの登録受付

受付期限▶ 2月7日(水)まで（土日祝日除く）
※受付期限厳守をお願いします。
受付場所▶ 子育て支援課（郵送可）
必要書類▶ ①登録申請書②就労証明書など③
家庭状況調査書④児童クラブ利用に関する
留意事項兼同意書
※②を期限までに提出できない場合は、①③
④を2月7日(水)までに提出し、②は2月21
日(水)までに必ず提出してください。その際、
①に対象者の続柄を記入して
ください。
※詳しくは、町ホームページを
ご覧ください。
☎ 子育て支援課☎ 2 1 6 0



春休み期間限定利用 児童クラブの登録受付

春休み期間のみ児童クラブを利用する方の登録申請を受け付け
します。
受付期間▶ 2月1日(水)～20日(火)（土日祝日除く）
※受付期間厳守をお願いします。
受付場所▶ 子育て支援課（郵送可）
必要書類▶ 登録申請書、就労証明書など、家庭状況調査書、留意
事項兼同意書、児童クラブ利用延長申請書（延長希望者のみ）
※書類は、子育て支援課で配布、または町ホームページでダウン
ロード可。
函 令和6年度新1年生、現在の1～6年生
利用期間▶ 3月22日(金)～給食が始まる日の前日まで
※新1年生は4月1日(月)～給食が始まる日の前日まで
※現在の6年生は3月22日(金)～30日(土)の利用期間となります。
☎ 子育て支援課☎ 2 1 6 0

住宅借入金等特別税額控除

住宅ローン控除

☎ 税務課☎ 2 1 5 2

所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある場
合、翌年度の住民税から控除されます。

函 平成21年～令和7年12月31日の間に入居し、前年の
所得税から住宅ローン控除を引ききれない方（年末調
整・確定申告の内容により適用されます。）

○年末調整で住宅ローン控除を受ける方

勤務先から役場に提出される給与支払報告書に「住宅
借入金等特別控除可能額」、「住宅借入金等特別控除の
額」、「居住開始年月日」等が記載されている必要が
あります。源泉徴収票を確認し、記載がない場合は勤務先
の経理担当者などにご確認ください。

○確定申告をされる方（所得税の住宅ローン控除を受け る最初の年分の場合）

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細
書等必要書類を添付して税務署で確定申告してください。

また、2年目以降の適用を確定申告で行う場合は、確
定申告書第2表「特例適用条文等」欄に居住開始年月日
等の記載をしてください。

●住民税からの控除額

次の①または②のいずれか小さい額

- (1)平成21年1月1日～令和7年12月31日に入居した方
①前年分の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除
しきれなかった額
②前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,
500円）
※令和4年1月～12月に入居した方で新型コロナウイルス
感染症などの影響により一定の要件を満たすときは
(2)と同様となる場合があります。
- (2)平成26年4月1日～令和3年12月31日に入居した方
①前年分の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除
しきれなかった額
②前年分の所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,
500円）
※住宅取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費
税率が8%または10%の場合

償却資産の申告はお済みですか

☎ 税務課☎ 2 1 5 3

法人、個人事業主（アパート経営・農業経営も対象）
の方が、事業のために使用している機械・器具・備品・
減価償却資産として計上している資産（家屋・自家用車
などを除く）等の償却資産は、1月31日(水)までに申告が

必要です。まだお済みでない方は、至急申告をお願い
します。

申告書の記入方法や、ご不明な点がございましたら、
お問い合わせください。

ご存じ
ですか？

生活支援体制整備事業・協議体

☎ いきいき長寿課 2125

生活支援体制整備事業について

高齢化が進む中で、公的サービスや制度だけでなく、多様で特色を生かした住民同士の支え合いの取組を充実させていき、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進するための事業です。

「協議体」とは？

支え合いの地域づくりを形にするため、地域のみなさんと、困りごとや地域にある資源（知識や人、手段、伝統や文化）を見つけ、いつまでも安心して生活できる地域を作るための「話し合いの場」を協議体といいます。

協議体には、生活支援コーディネーターが配置され、地域のみなさんが中心となる地域づくりや、支え合い活動をバックアップし、地域の方と一緒に仕組みづくりについて取り組んでいます。

伊奈町の「協議体」は？

町全域についての話し合いや情報共有を行う「第一層協議体」と、お住まいのエリアごとに話し合う「第二層協議体」があります。第二層協議体は、令和5年1月から、町内2か所で発足し、中北部エリアと南部エリアにおいて、それぞれ、「あったらい～な」というテーマについて話し合っています。



生活支援体制整備事業について詳しくは、町ホームページをご覧ください。



出前講座・出張相談のご案内

健康・介護の専門職や専門知識を持つボランティアが、地域に出向き、「健康づくりの講習会」「福祉用具の紹介」「初心者向け手話講座」などについて、出前講座や出張相談に応じています。

使ってみませんか？ プラチナ・サポート・ショップ

高齢者の皆さんの暮らしを支えるサービスを行っている企業やお店です

例えば、こんなサービスがあります。

- 配送、移動販売、宅配、
- 送迎・出張、クリーニング、家事代行、
- 飲食店・イートイン、車いす対応、
- 理美容、スマホ教室、防犯・見守り など



このステッカーが目印



お店の情報は、埼玉県のホームページから

プラチナサポートショップ

検索



- ① 市町村を選択
- ② カテゴリを選択
- ③ 一覧から気になるお店を選ぶ
- ④ 詳細が見れます

【お問合先】 埼玉県福祉部 地域包括ケア課 地域包括ケア担当 ☎ 048-830-3256 ✉ a3250-03@pref.saitama.lg.jp